

【参考資料】

議案第 16 号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

こども・健康部保育課

1 提案する理由

朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、保育所等について、子ども・子育て支援法上の給付対象施設として、確認を行うための基準を定める条例である。

この度、乳児等通園支援事業の実施にあたって、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、「乳児等のための支援給付」が創設されることから、内閣府令で示された基準に基づき、その運営に関する基準の規定を現行条例に追加するなどの改正を行う。

2 改正概要

内閣府令「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に基づき、次のとおり改正を行う。

(1) 条例名を「朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」から「朝霞市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」に改める。

(2) 一般原則に特定乳児等通園支援事業者に関する規定を追加する。

(3) 「第 4 章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を追加し、「利用定員に関する基準」及び「運営に関する基準」に関する規定を定める。

3 施行予定期日

令和 8 年 4 月 1 日

担当

こども・健康部保育課保育係

電話 4 6 3 - 2 8 3 6